# 月潟村の木を選定して下さい

我が国の経済発展は驚異的な伸びを示していることは周知の通りですが、その反面諸々の公害が人間生活環境及び自然環境を破壊し大きな社会問題となっています。すでに都市及びその近効には人間のシンボルともいう「緑」が年々失なわれつゝあり、これ等の現象をふまい豊かな自然環境をとりもどす運動が高まりつゝあります。

新潟県及本村において多くの緑が残されていますが、この緑を守り保護することが私達世代に与えられた責務でありましょう。全国緑化運動の一環とし新潟県では、「ユキツバキ」を県の木として選定し集中的に増植する運動が拡大しつゝあります。本村においてもこの運動に呼応する意のもと次の選定方法により「月潟村の木」を選定したいので村民各位の御協力をお願いします。尚村民各位から選定いただいた多い順、三点について「選定委員会」に諮り「月潟村の木」といたしたいと考えます。

▽選定方法

1 樹木の種類及び選定数

①種類は中木性または高木性のものに限る（低木性の花木や果樹等は対象としない。）

②選定数　一種類

従って同世帯家族相談の上一種類だけ各字総代より配付の用紙に記入下さい。

2 選定基準

①本村の歴史的に住民と関係の深いと考えられる樹木

②本村産業経済と関連があり本村のイメージアップが考えられる樹木

③緑化運動推進のため今后導入増植を促進したいと考えられる樹木

④季節性、観賞性（花、実、葉木肌、樹形）用途、及び植栽の安全性などより適当と考えられる樹木。

▽選定期日及び提出先

1 期　日　昭和四十八年九月末日

2 提出先　大字総代宅

# 老人医療費支給制度改善

十月一日から六五才以上、七〇才未満のねたきり老人等について、その心身の状況等から判断して現在七〇才以上の老人医療費受給者と同視すべきであると認められ、次の対象者には老人医療費受給者証が交付されることになりました。

（対象者）

一、国民年金法障害等級表の一級及び二級に該当している者。

二、身体障害者手帳の交付を受けている者で、次のいずれかに該当している者。

(一)身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該当する者。

(二)同表四級のうち音声機能又は言語機能の障害による者。

(三)同表四級のうち下肢障害の一号、三号又は四号に該当する者。

三、恩給法別表第一号表の二に定める障害の程度が特別項症から四項症までに該当する者。

四、厚生年金保険法等年金各法により、障害又は廃疾による年金等を受けている者で、その障害及び廃疾の程度が一級から三級までに該当する者。

# 医療費の助成対象拡大

一人暮し老人及び重度心身障害者に昭和四十八年十月一日から老人及び重度心身障害者の福祉の増進をはかるため、県単新規補助事業として、次の対象者に医療費が助成されることになりました。

（対象者）

一、老人

市町村の区域内に居住する六五才以上六九才までの常時一人暮しの状態にある者で、次のいずれにも該当する者。

(一)国民健康保険の被保険者もしくは被用者保険の被扶養者。

(二)老人福祉法第十条の二、第三項の規定による所得制限基準に満たない者。

二、重度心身障害者。

(一)重症心身障害者。

重度の精神薄弱（知能指数三五以下）と重度の肢体不自由（一級又は二級）が重複している者。

(二)重度精神薄弱者

知能指数三五以下であって、次のいずれかに該当し、状態が継続すると認められる者。

(ア)日常生活における基本的な動作（食事、排便、入浴、臥等）が困難で個別的な介助を必要とする者。

(イ)頻繁なてんかん様発作、又は失禁、異食、興奮、多寡動、その他の問題行為を有し、常時注意と監護を必要とする者。

(三)重度身体障害者。

身体障害者福祉法第一五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の等級が一級又は二級の障害者であって、日常生活における基本的な動作（食事、排便入浴、起臥等）が困難で、個別的な介助によらなければならない状態にあり、かつその状態が継続すると認められる者。

詳しくは、住民課へ御相談ください。

# 簡易水道の赤字解消は間近か

月潟村簡易水道運営委員会は、八月七日月寿荘において開催され水道運営の諸問題について審議した。決定した主な事項は次のとおりである。

(一) 昭和四十八年度簡易水道財政再建計画について

財政再建計画案は、昭和四十八年度の才入額を一一〇〇九千円、才出額を九二四二千円と見込み、才入才出差引額を一七六七千円の黒字とするもので、原案どおり承認された。

その結果、本年度末の赤字見込は四五六二千円となり、今後数年で赤字は解消される見込みとなった。

(二) 水道職員の増員について

水道職員は、財政再建計画の中で減員されて今日に至ったが、最近の工事等の増加に伴え人手不足をきたしておるので、加入者のサービス向上のために増員したい考えであるが、定数の増員は村議会の議決事項であるので保留となった。



# ＜軽自動車の検査がはじまります＞

◎昭和48年10月1日から、軽自動車の検査が始まることになりました。

検査は次のところで行ないます。

新潟市大形町一一七番の二

軽自動車検査協会

新潟主管事務所

問い合せ先

TEL ○二五ID七五－五八四五

案内図

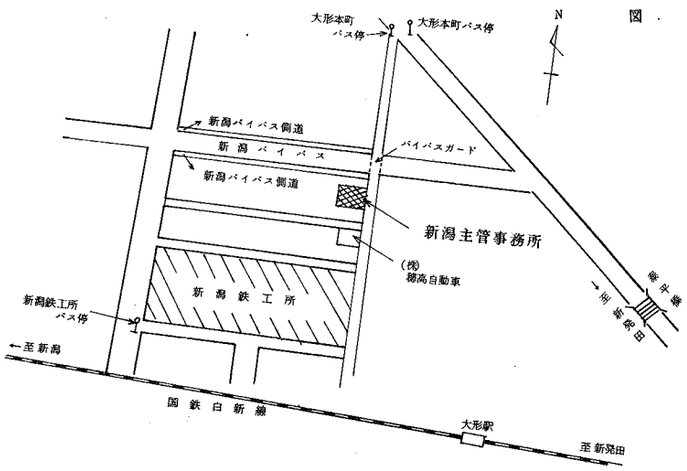


◎現在ナンバーをつけて使っている軽自動車の検査を受ける期限は、軽自動車届出済証の届出年月日により次のように、きめられています。この期限内に検査を受けないと、使用できなくなりますので、なるべく早目に受けて下さい。

| 届出年月日 | 検査期限 |
|---|---|
| 昭41年12月31日以前 | 昭48年10月 |
| 昭42.1.1～42.12.31迄 | 48年11月 |
| 43.1.1～43.7.31迄 | 48年12月 |
| 43.8.1～43.12.31迄 | 49年1月 |
| 44.1.1～44.4.30迄 | 49年2月 |
| 44.5.1～44.8.31迄 | 49年3月 |
| 44.9.1～44.12.31迄 | 49年4月 |
| 45.1.1～45.3.31迄 | 49年5月 |
| 45.4.1～45.6.30迄 | 49年6月 |
| 45.7.1～45.9.30迄 | 49年7月 |
| 45.10.1～45.12.31迄 | 49年8月 |
| 46.1.1～46.3.31迄 | 49年9月 |
| 46.4.1～46.6.30迄 | 49年10月 |
| 46.7.1～46.9.30迄 | 49年11月 |
| 46.10.1～46.11.30迄 | 49年12月 |
| 46.12.1～47.2.29迄 | 50年1月 |
| 47.3.1～47.4.30迄 | 50年2月 |
| 47.5.1～47.7.31迄 | 50年3月 |
| 47.8.1～47.10.31迄 | 50年4月 |
| 47.11.1～48.1.31迄 | 50年5月 |
| 48.2.1～48.4.30迄 | 50年6月 |
| 48.5.1～48.6.30迄 | 50年7月 |
| 48.7.1～48.8.31迄 | 50年8月 |
| 48.9.1～48.9.30迄 | 50年9月 |

◎検査を受けると検査標章（ステッカー）と検査証が交付されますので、検査標章は前面ガラスの中央上部に貼って下さい。

また検査証は自動車に備えつけて下さい。

◎検査を受けるときは、次のものが必要になります。

1. 現在ナンバーをつけて使用している車

イ新規検査申請書

ロ軽自動車届出済証

ハ保安基準適合証（民間車検を受けた場合）

ニ保険証明書（保険期間が二年をこえるもの）

ホ印鑑

（検査手数料六〇〇円（民間車検を受けた場合は四〇〇円）

2. 新らしくナンバーをつけて使用する車

イ新規検査申請書

ロ完成検査終了証（型式指定の新車）

ハ使用者であることを証明する譲渡証明書等

ニ使用者の住所を証明する住民票等

ホ保険証明書

（重量税納付書（新車七、五〇〇円）または非課税証明書

（中古車）

ト印鑑

チ検査手数量六〇〇円（型式指定の新車は四〇〇円）